

就学資金返還誓約書 記入上の注意

- 借入金額を就学生本人が記入してください。
 - 借入金額は、**就学生決定通知書の貸与額**を記入してください。
- 就学生、第一連帯保証人、第二連帯保証人 それぞれ住所氏名等を自署押印してください（朱肉を使用しない印（スタンプ印等）は使用不可）。
 - 字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
 - 本人が、**記入日時点で未成年者の場合は、住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付してください。成年者の場合は、印鑑登録証明書（実印）を添付してください。… 令和4年4月1日から成年年齢が18歳となりました。住民票、印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本を添付してください。**
 - 第一連帯保証人＝本人の父母等（**願書記載の方…同封の願書のコピー参照**）。
 - 第二連帯保証人＝令和7年4月1日現在**65歳以下**の独立の生計を営む身元確実な成年者（**願書記載の方…同封の願書のコピー参照**）。
 - ※ただし、債務整理中（破産等）の方は、連帯保証人になれません。
 - 第一、第二連帯保証人は**実印を押印し、それぞれ印鑑登録証明書（発行から3か月以内の原本）を添付してください。**
- 親権者、後見人欄 本人が未成年者の場合は必要です。それぞれ住所氏名等を自署押印してください（実印が望ましい）。
 - 親権者が連帯保証人の場合でも自署押印してください。
 - 両親のうち いずれかがいないときは1人です。
 - 後見人がいる場合には、後見人の方が自署押印してください。
- 就学生台帳、借用の明細を就学生本人が記入してください。
 - 借用の明細欄の入金希望年月は、**令和6年12月～令和7年4月**の中で希望の年月を記入してください。
- 就学資金振込先は正しく記入し、必ず通帳の表紙等（店番、口座番号、口座名義人のわかる箇所）のコピーを添付してください。
- 収入印紙を貼付し3人の印鑑（本人・第一連帯保証人・第二連帯保証人）で割り印をしてください。
- この用紙2枚複写のうち本人控え（2枚目）を取り外し、保管してください。

【提出用】島根県育英会就学資金 (借用証書)

就学資金返還誓約書

収入印紙
50万円以下は 400円
50万円超は 1千円

① 借用金額

百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---

私は、公益財団法人島根県育英会の就学生として上記の金額を借用しました。
つきましては、公益財団法人島根県育英会就学資金貸与規程の規定を守り、「就学資金のてびき」記載の取扱いにしたがい借用金額を返還することを誓約します。

年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

就学生 本人	住所	〒 -	印
	氏名	フリガナ	実印
第一連帯 保証人	住所	〒 -	印
	氏名	フリガナ	本人との関係
第二連帯 保証人	住所	〒 -	印
	氏名	フリガナ	本人との関係

注① 本人が未成年者の場合は、住民票（認印可）又は印鑑登録証明書（実印）を添付。成年者の場合は、印鑑登録証明書（実印）を添付してください。
 ② 第一連帯保証人は、本人の父母またはこれに代わる独立の生計を営む身元確実な成年者とし、自署・押印してください。
 ③ 第二連帯保証人は、65才以下で独立の生計を営む身元確実な成年者で、第一連帯保証人と生計が別の人とし、自署・押印してください。
 ④ 連帯保証人の押印は実印とし、その印鑑登録証明書（各1通）を添付してください。

(以下は、就学生が未成年者の場合に記入してください)

親権者 (父)	住所	〒 -	印
	氏名	フリガナ	実印
親権者 (母)	住所	〒 -	印
	氏名	フリガナ	本人との関係

注① 本人が未成年者の場合は、親権者がそれぞれ自署・押印してください。親権者が連帯保証人である場合でも、自署・押印してください。
 ② 親権者とは、民法に定められた親権者のことです。両親のうちいずれかがいないときは1人となります。
 ③ 後見人がいる場合には、後見人の方が自署・押印してください。

1 就学生台帳

氏名	生年月日	※ 就学生番号
(フリガナ)	年 月 日	- - - - -
学校名	大学・短期大学・大学院 高等専門学校（4年生以上） 専修学校（専門課程）	学部・学科 研究科 学校
		修業年限 年

注① ※就学生番号は育英会が記入

2 借用の明細

※借用金額 (元金)	※利息額	入金希望年月	返還開始予定年月 (最短修業年限の翌月)
円	円	年 月	年 月

注① ※借用金額 (元金) と ※利息額は育英会が記入
 ② 利息額は、在学期間中 (据え置期間中) と返還期間中に分かれます。

3 就学資金振込先

金融機関名	本・支店名	金融機関コード・店コード	口座番号
		-	- - - - -
口座名義人 (受取人)		注 裏面に店番、口座番号、口座名義人のわかるもの のコピーを貼付してください。 ○通帳の表紙を開いた最初のページのコピー ○キャッシュカードのコピー	
(フリガナ)			

4 返還の方法

- 貸与を受けた就学資金の返還は、入学した学校の最短修業年限を終了した翌月 (途中で退学または転学した場合はその翌月) から返還を開始しなければなりません。
- 返還の方法は、元利均等割とし、貸与額の100分の1相当額の月賦により120月 (10年) の期間で返還しなければなりません。
- 返還金の納入は、次の希望する金融機関からの口座振替 (口座引き落とし) によるものとします。
山陰合同銀行・島根銀行・しまね信用金庫・島根中央信用金庫・日本海信用金庫・西中国信用金庫・ゆうちょ銀行

5 時効についての確認事項
就学生又は連帯保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の就学生又は連帯保証人にも及ぶこととします。

6 管轄の合意について
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

7 返還誓約書送付先
就学資金返還誓約書は、入学する学校の合格通知書、在学証明書、就学生本人の住民票抄本又は印鑑登録証明書並びに第一連帯保証人及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書、預 (貯) 金口座振替依頼書を添えて、次の送付先へ提出してください。
また、入学後は在学証明書をただちに提出し、入学しなかった場合は速やかに全額返還してください。

(返還誓約書送付先・照会先)

公益財団法人島根県育英会 〒690-0887 松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター3階	TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
---	--